

会議名 財務常任委員会

日時 令和元年6月12日(水) 午前10時～午前11時28分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名)

委員長 鬼頭博和 副委員長 宮川 隆 委員 片岡健一郎
委員 谷平敬子 委員 黒川 武 委員 大野慎治
委員 水野忠三 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹 委員 榊谷規子

欠席議員 なし

説明員(31名) 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍、建設部専門監 中野正明

秘書企画課統括主査 小出健二、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、同統括主査 夫馬拓也、行政課長 佐野剛、同統括主査 酒井寿、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 丹羽真伸、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、同主幹 城谷睦、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同統括主査 浅田正弘、学校教育課長兼学校給食センター長 石川文子、同統括主査 井手上豊彦、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 林高行、同統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|--------|-----------------------------|--------------|
| 議案第49号 | 令和元年度岩倉市一般会計補正予算(第2号) | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第50号 | 令和元年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | 全員賛成 原案可決 |

財務常任委員会（令和元年6月12日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまより財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

毎年6月の議会のこうした御挨拶をさせていただくというのは、大抵雨の話になって、毎回同じような話をさせてもらいますけど、きのうも少し雨が強かった。少し心配しておりましたけれども、特に大きな問題もなく過ごすことができました。先日もお話ししましたが、やっぱり万全の体制をとって対応をしていきたいと思っております。また皆さんの御理解と御協力をいただければと思います。

あと、もう一点ですけれども、今週末6月15日土曜日は、令和3年12月1日市制50周年記念の900日前ということになります。本会議の冒頭の御挨拶でも市長から話がありましたけれども、6月15日、市民参加の形で50周年記念事業のアイデア発掘ワークショップということで、午前中にワールドカフェ方式でのアイデア出しみたいなところを、皆さんから御意見をいただきながら形にしていければなと思っております。こうした取り組みもこれまで本市周年事業、5年、10年の周年事業のときに毎回いろいろ記念事業を行ってきたわけですけれども、こうした形で行うのは初めてであります。また、現在のところ、22人の御応募があるというようなところがありますけれども、また議員の皆様方で、まだ定員に若干余裕がありますので、お知り合いの方に御案内していただければというふうに思います。ぜひともよろしく願いいたします。

そして、今回の付託議案としては、一般会計の補正予算と国保の補正です。関係職員も出席しておりますので、皆様いろいろと御意見、御質問をいただきながら御承認をいただきますよう、慎重な御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、審査に入ります。

議案第49号「令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略してください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出、歳入の順で行ってまいります。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） それでは、ふれ愛タクシー事業について御質問させていただきます。

事前にいただきました補正予算に係る審議及び主要事業説明資料の中で、タクシー料金が3,000円以上の場合は利用料金が1,600円となっています。大体タクシー料金が3,000円の距離というのは、岩倉駅から小牧駅ぐらいの距離ですが、迎車料金を含めると3,000円ぐらい。この距離という、この利用の3,000円以上というものを設けたのは、どこを推定してこの3,000円以上というものを料金設定したのかというのをお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

利用料金の設定につきまして3,000円以上というところですがけれども、民間のタクシー事業の空車車両を利用するというので、タクシーの運賃につきましては道路の状況によってやはり料金が加算されるという状況もございますので、そういったことも見込んで、あとデマンドの利用において、中にはやはり岩倉市域の中で距離的に一番北のほうから一番南の端ぐらいまでで大体3,000円手前ぐらい、3,000円までは行きませんが、そういった状況もございますので、それを踏まえて料金設定をさせていただいたというところでございます。

◎委員（大野慎治君） 利用者が恐らく一番使われるのが1,500円以内ぐらいなのかなと。どれぐらいの割合の利用者が1,500円未満と1,500円以上から3,000円未満と3,000円以上のタクシー料金で使われる見込みであるのかという割合をお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

平成30年度の利用の実績5,947件の状況でお答えさせていただきますが、1,500円未満の方につきましては5,055件、1,500円以上の方が892件という状況となっております。

◎委員（大野慎治君） 僕がもう一回聞いたのは、1,500円以上3,000円未満が何件で、3,000円以上の方が何件であったかというのは推測でわかるのかわからないのか。これはわからないのだと3,000円以上というのはどういう考えで入れたのかというのをいま一度お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

3,000円以上の方はお見えにならない状況です。

先ほども御説明させていただきましたが、交通事情によって3,000円行かれる方がお見えになる可能性が892件という状況でございますので、そういったことを踏まえて設定をさせていただいたということでございます。

◎委員（大野慎治君） そうしますと、そこまで分析しているなら、恐らく2,000円未満で全ての利用者がほぼ網羅できると。逆に言うと、今1,500円以上と言いましたが、2,000円か2,500円かどこが上限だったのか、今までの実績の中では。それは分析されているんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

29年度の状況でお答えさせていただきますが、29年度の状況でありますと、タクシー運賃でいいますと2,340円の方がお見えになりましたので、そういった状況も踏まえての形ということでもよろしくお願いたします。

◎委員（梶谷規子君） 今回のふれ愛タクシー事業については、これまでのデマンド交通をやってきた中での予約がとれない、予約不成立の問題なども含めたところでのさまざまな検討の中で出てきたということなんですが、デマンド交通のときよりも、より市民に利便性がよくなった点はどこなんでしょうか。

1つ、運行日時も今まで5時までだったと思うんですが、6時で1時間延長したのかなあというふうに思っていますが、それと乗降場所が、出発地または降車場所のいずれかを自宅にするだけであって、病院、公共施設、これまでふやしてきた広場や銀行、郵便局などの金融機関以外でも、それこそ今まで買い物にも行きたいという人は使えないというデマンドだったんですが、今回の事業の目的で、高齢者や子育て支援の暮らしの足を確保する、気軽な外出、交流を促し、健康で快適な暮らしにつながるということで、買い物もオーケーになったということで受け取っていいでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、少しお話をいただきましたけれども、時間もこれまでのデマンドと比べますと1時間延びまして午後6時までの運行時間となっておりますし、今、お話の中でありました乗降につきましても、これまで行きたいところに行けない、商業施設への利用というようなお話もいただいておりますが、そういったところにも今回行けるようになるということでございます。

◎委員（梶谷規子君） そういうやはり買い物が行けないという人が多い中での、今度のふれ愛タクシーの使い勝手が非常に市民にとって利便性がふえたことをうれしく思うんですが、やはり運行区域が市内全域と限定され

ていますが、3,000円以上ということの決めもつくったのであれば、やはり病院の、これまで大きな要望であった一番近い小牧市民病院や一宮の千秋病院ぐらいまでは、3,000円以上を設定したのであれば、その1,600円で利用できるという、その医療機関について一番近い、岩倉市民が一番利用できる2つの医療機関ぐらいは拡大すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回のふれ愛タクシーにつきましては、運行区域につきましては市内という形にさせていただいています。これは現行の現在のデマンド乗合タクシーにつきましても市内ということでございます。

この本市における公共交通におきましては、既存の交通事業者の利用促進、それから協議、調整の中で運行区域については市内というふうにさせていただいておりますので、今回におきましても市内という形にさせていただいております。

◎副委員長（宮川 隆君） 私もふれ愛タクシー事業のことでお聞きしたいんですけども、本会議場では予算措置上の制約という観点で、今までの2倍ぐらいの利用者を想定しているという御答弁をいただいています。

今度は見方を変えまして、事業者側の観点から見ますと、今現在、タクシー、バス、トラック等、いわゆる二種免許を持ってみえる方の争奪戦が起きている。特にバスとかタクシーにおいては、車両はあってもドライバーがないから運行できないという状況に陥っているわけですね。

今回の利用実態、想定される部分でいいますと、やはりお買い物に行く時間帯の開店するおよそ10時前後、そして病院に行く、大体受け付けが8時半から9時ぐらいに集中するとは思いますが、それらの時間帯というのは逆に言うと駅からの利用等タクシーなんかは、通勤であったりいろんな利用の密度が一番高い時間でもあります。そういうところの車両だとかドライバーの割り振りというのは、業者との打ち合わせの中で進んでいるのか。要は、こちらからこういうことをお願いしたいというのはいいんですけども、実態が伴わなければ効果が得られないわけですね。ですから、市としてこのぐらいの需要があるからドライバーだとか車両の確保をしてくれという、そういう投げかけも含めて打ち合わせの中で進んできているのか、その辺の実態をお聞きしたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

実際そのタクシー事業者のそういった課題があるということはいろいろお話は伺っておりますが、今私どもが進めております中では、先日も今現在参加

事業者といたしまして3者手を挙げていただいている状況でございます。こういった3者と話を進める中では、何台出せるかというのはちょっとさすがにお答えはないんですけれども、今のデマンドタクシーの利用に対しては十分対応していけるというふうにこちらとしても考えておりますので、実際どういった状況になるかは何とも私のほうから言うことができないんですけれども、今のデマンドの利用状況に対しては十分対応ができるというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にありますか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけなんですけど、私もふれ愛タクシーの関係で、本会議で福祉的な事業だということで、乗降禁止エリアのことを少し聞いたんですけど、現行も禁止しているということで改善ができないということの答弁だったと思います。

それで、今利便性の向上というところで梶谷委員のほうから幾つか、利用時間だとか乗降場所、予約の不成立の件数も大幅に減るだろうというふうに思いますけど、そういうところがあるというのは理解するわけですけど、やはり公共交通会議に臨む市の姿勢というのは非常に重要だというふうに思っています。やはり市民の利便性の向上だとか、市民の要望・要求を市は受けとめて、それを公共交通会議のほうに提示をして合意を得ていくという、そういう努力が行われるというふうに思うんですけど、そういうこの交通公共会議に臨む姿勢というのは、どういったものなんでしょうか。改善できないことももちろんあるというふうに思いますけど、こういう市民の要望があるというようなことを伝えたりだとか、そういったことというのは十分やられているのかどうかというところについてお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 公共交通会議については秘書企画課の所管になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

委員が言われるように、市の姿勢というのは重要だというふうには思いません。

公共交通会議は関係機関、国・県、交通事業者、また事業者の組合組織というようなところの委員の皆様にご参加いただき、議論をしていくというような場となっております。

今回も1月に開催しました会議の中では、その禁止エリアというところの設定までは行っていない状況の中で話をさせていただいたところです。いろいろとその会議の中でも御意見等々をいただきながら、やはり市の姿勢としてできればそういったところもとり除けるといいのかなあというところはあったんですけれども、もちろん会議の中には市民の代表ということで利用者

の代表の方にも入っていただいておりますので、その中で議論をしながら合意に向けていろいろと整理をして、課題を明らかにして合意をいただけたというふうに思っておりますので、きちっと今回その1月の会議の後、3月にも会議をやらせていただいて、しっかりと利用者側の意見と国だったり県だったり市の意見というのをいろいろと調整させていただいた上で合意できたというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 市の姿勢ということですので、これは本会議のほうからもお伝えしましたがけれども、やはり市の姿勢というのは、岩倉市の地域公共交通全体のことを考えていくべきだというふうに考えております。

そういった意味では、先ほど担当からお話もしましたがけれども、やっぱり利用者の方、あるいは事業者の方、あるいはもう少し幅広いところでも含めて考えていくことが必要であると考えていますし、そういう形で、そういう姿勢で会議には臨ませていただいております。

◎委員（堀 巖君） 本会議でもお聞きしましたがけれども、いま一度確認したいと思います。

今、木村委員からもありましたけれども、このふれ愛タクシー、デマンド交通については、福祉的、一般的にいう誰もが乗れる公共交通ではなくて、福祉的色合いが濃い、そういう施策だというふうにずうっと言ってきたわけですがけれども、当局の認識としてはどのようにお考えでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

議案質疑の中で総務部長のほうからもお答えをさせていただいておりますが、この事業につきましては、現行のデマンド乗合タクシー、この事業をスタートした段階におきましても、本市の地域性、そういったものを踏まえて最終的に実現した事業、その点においては本市が目指す公共交通のあり方を検討していただいた結果というふうに考えております。

また、今回のこのふれ愛タクシーにおきましてもデマンド乗合タクシーの見直しということで、その目的を継承して行っていく事業というふうに考えておりますので、本市が実際に必要とする公共交通を考えた結果ということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 市役所が運営主体となるというか、実際携わっていく上においては公共的な交通だというふうに思います。

そういう意味では、福祉タクシーとかいろんな交通関係の施策についても全体の公共交通会議でもって、さっきの議論ではないですけれども、岩倉市全体の交通体系を含めてどういうふうにしていくかというについては、そういった福祉系の施策も含めて話し合っただけるといいかなというふうに

思うわけですがけれども、僕が言っているのは、やはり道路運送法上のこの公共交通であるとか、いろんな定義があるわけで、そこから見たときにはこれは福祉的な施策と言わざるを得ないというふうに考えるわけですね。

それは、何でそういうことを言うかということ、デマンド交通は一律300円でした。今回は距離によって受益者負担的に金額を変えるということです。例えば、岩倉病院が一番需要が高かったわけですがけれども、そこへ市民の方が行くときに、その自分の住んでいる居住地の遠さでもって金額が変わってしまうというところについて、やっぱりそこは福祉的に考えると一律が望ましいのではないかなというふうに私は考えるわけですがけれども、そういった議論は公共交通会議の中ではなかったのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 料金設定については確認はありましたけれども、大きな議論というものはなかったというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） もう一点、議会の中でも、このタクシーを利用した施策というのは視察に行っていると思います。そこで議会の中でもそれを事例として発表していると、質問とか質疑に生かしていると思いますけれども、当局についてはどこのまちの事例を参考にされたのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） 参考とさせていただいたのは、隣の江南市のいこまいCAR、それから稲沢で行っているおでかけタクシー、それから議会のほうでも紹介いただきました志木市さんのこういった取り組みを参考とさせていただいた部分もごさいます。

◎委員（堀 巖君） いろんな事例は僕も存じ上げているつもりなんですけれども、同乗者の設定のところそれぞれ違うというふうに思うんですね。

さっき福祉的な要素が強いというふうに言ったわけですがけれども、例えば誰もが乗れるというところだったらいいんですけれども、今回はデマンドの精神を引き継いで、交通弱者であるとか制約をかけて乗れる人を限定しているわけですね。そうなったときに同乗者の扱いというのをほかの市町を参考にされたというふうに言いますけど、これは大体同じような方式で同乗者を扱っているのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） 江南市さんについてはどなたでもオーケー、志木市さんについては少し限定的な設定をされている状況でございます。

◎委員（堀 巖君） ほかの方にわかりにくいと思いますけど、いこまいCAR自体は本当の公共交通、誰もが乗れるという設定で始まったというふうに思っていたんですね。だからその志木市さんは福祉的な要素が強い岩倉

市に近いものなのか、そこら辺をちょっと説明していただきたいというふうに思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

江南市におきましては、先ほど言ったとおり、どなたでも同乗できるという形でごさいますして、志木市さんの場合でいきますと、同じ住所にお住まいの登録者同士、同じ運行形態、同じ共通乗降場所の利用であれば同乗できるという形でごさいます。

また、介助が必要な場合の方については、介助者と同乗ができる。この介助者につきましては、利用登録がなくても同乗できるという形でごさいます。あと、乗降場所は自宅と共通の乗降場所という形でごさいます。途中の立ち寄り、途中下車、あと知人などの乗り合いをすることはできないという形になっております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（黒川 武君） 私はこのふれ愛タクシーはデマンド交通事業を廃止して新たに始めるものではないかなということで、そういう意味合いではデマンドタクシーを踏まえというのはわからないわけではない。しかし、僕は似て非なるものではないだろうかなあとということで、少しよくわからない点がありますので、幾つかお聞きさせていただきたいと思います。

まず、利用料金の設定につきまして、1月の全員協議会では300円と、そういった説明をいただいたんだけど、公共交通会議を踏まえた後、それが400円になってきておる。それはどういう議論を経てそういう増額につながったのか、そここのところの経緯を説明していただきたい。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

初めに御説明させていただいたこのふれ愛タクシーの事業につきましては、今、黒川委員からお話があったように300円という案として御説明をさせていただきました。

今回、この300円から400円と100円の増というような形になってございまして、この100円の増につきましては、今回のふれ愛タクシーにつきましては、既存タクシー事業者の空車タクシーを利用する。それから空車タクシーということですのでタクシーの運賃が基本になりますけれども、事前の予約制という形になりますと、通常のタクシー利用でいけばどうしても迎車料金がかかってまいりますので、この迎車料金を踏まえた形で100円の増と、300円から400円にさせていただいたということです。

それからあと、今回のこのふれ愛タクシーの運用によりまして利便性の向上、利用の利便性が向上するといった点も踏まえて100円増という形にさせて

いただいたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（黒川 武君） そのタクシーの空車を予約して利用するという
ことで、要するに一般の扱いと。つまり迎車料金として100円の上乗せと。そう
いう説明であったかと思うんですが、デマンド交通では自宅まで来ていただ
いても迎車料金は取りませんよね。その辺の違いというのはどうなんでしょう
か。それはタクシーの空車を事前に予約して来ていただく、つまり一般的
な利用だということで迎車料金というんだったらわかりますけれど、デマン
ド交通をやってきたことを踏まえながらと言われると、ちょっとそことの整
合性というのはどのようにお考えになりますかしら。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回のふれ愛タクシーにつきましては、デマンド事業を見直した形ではござ
いいますが、制度を変えた形になっておりますので、今回、迎車料金がかかる
ということでございます。また、今現行のデマンド交通につきましては、特
定車両2台を使った形で、当初こういった迎車という考えがない形での料金
設定ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（黒川 武君） 岩倉駅周辺の乗降禁止エリアについても少しお聞き
させていただきたいと思ひます。

これは新聞報道によると、バスの走行を妨げるおそれがあるため、名鉄岩
倉駅前にはとまらないとの記事ではございました。

もし、そういうことが理由であるんだったらば、その禁止エリアを広場の
みに限定すべきではないだろうか。広場に面したところにもやっぱり食
事ができる店、喫茶店もあるわけですから、そういうところに利用者の方が
行きたいといっても、店の前までは行けないわけなんです。そう考えると、
バスの走行を妨げない部類のところだったらいいのではないかなあというこ
とで、私は、そういう意味合いでは商業側の公平性を確保する意味合いでも、
今の考えているエリアについては広場のみにやっぱり設定を考え直すべきで
はないかなあと思ひますが、いかがでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

岩倉駅周辺の禁止エリアにつきましては、既存の公共交通事業者と交渉、協
議、調整を重ねた結果ということでございます。また、この内容も公共交通
会議に諮らせていただきまして、承認をいただいているという結果でござい
ます。

また、今の乗降禁止エリアにおきましては、現行のデマンドの利用者の不
便が起きないような形での設定も踏まえて協議、交渉を重ねさせていただ
いた結果でございまして、こういった形での乗降場所、禁止エリアという形

でございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） それから、就学前児童の場合は保護者の同乗必須と
いったことが利用対象ということで、これは現在のデマンドと同じような扱
いかなあと思うんですが、そうした場合、この保護者というのは一体誰を指
すことになるのかということと、何歳以上の者をここで言う保護者として見
るのかということ。その場合の保護者というのは、1人に限定されるのか、
複数であってもいいのかどうなのか、そういうところはいかがでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回、ふれ愛タクシーでの保護者という部分でございますが、今のデマンド
交通の保護者と同じ考えであるというところでございます。ただ、一般的に
はやはり保護者というのは、各いろいろな法律で定められているという状況
もございます。保護者、親権を行う者とされていることが多いということは
認識をさせていただいております。

このふれ愛タクシー事業においては、保護者になり得る方、例えば親にか
わる祖父母、あとは年齢が離れた兄弟の皆さんも含まれるというふうに考え
ております。

年齢につきましては、限定はしておりませんが、今のデマンド交通
の保護者という考えを持っております。

◎委員（黒川 武君） その場合のその保護者の数というのは、別に1人に
限定されなくて複数であってもいいわけね。

例えば、祖父母が今例として挙げられたわけなんです。そうすると、祖父
母が保護者として就学前児童に同乗するということは、それはできるわけ
ですね。確認です。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

はい、そのとおりでございます。

◎委員（黒川 武君） 申しわけありませんね。

私にしてみれば、先ほども最初に申し上げたように、デマンド交通とは似
て非なるものだという認識を持っていますので、そういう意味合いでは、や
はりふれ愛タクシー、10月から始めるに当たって、そここのところを市民の皆
さんに十分にわかっていたかと、そういう観点から細々したこといろいろ
お聞きさせていただいております。

少し集中してさせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それから、運転免許返納者につきましては、これは年齢は関係ありますか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

運転免許返納者につきましては、年齢制限を設ける予定はございません。

◎委員（黒川 武君） 確認でございます。

先ほど来、同乗者の話も出ておりますので、これは確認させていただきたいんですが、利用登録者がおれば同乗者も可能だということなんですが、その同乗者の範囲ですよ。例えば夫婦で乗る場合、夫が65歳以上で登録してある。つまり利用対象者であると。妻が65歳未満であった場合、またあるいは先ほど知人でもオーケーだと言われましたよね。ですから、例えばその利用登録者がどこか食事に行こうと。そのときはたまたま知人が家へ来ていまして、市外の知人であったと。そういった者も利用登録者にはなれないものなんですけど、そういった人たちについても同乗は可能だという認識でよろしいですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今例を出していただいた形の同乗はできるということでございます。

◎委員（黒川 武君） それから、事業者との関係であります。

タクシー会社からの請求書が市のほうに参ると思うんですが、その際に利用実績のデータというのは添付されるものかどうなのかということと、やっぱり今後ともどのような方がどの程度利用したのかという、そういった利用実績というのは大変重要なデータになっていくだろうと思いますので、そういった利用実績のデータというのはどのように今後把握されていくのか、お考えをお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

利用実績につきましては、日報といったような形でその利用状況について報告をいただく考えでおります。

また、今後利用状況等を把握するためには、いろいろと分析して、利用状況がどういったものかということも分析する必要がございますので、そういった今皆様に御報告しているデマンド交通でお知らせしているような利用状況を御報告できるようなデータをできるだけいただけるように、今後調整してまいりたいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） それから事業者となりますタクシー会社との契約関係はどういう形になるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

現在のところ、各事業者と協定書によって締結をさせていただき予定をさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） 現在、タクシー会社との間で協定を締結すると。そういった方向で現在協議中だということですので、一度協議が調った段階で議会のほうにも報告を求めたいと思っております。これは私からの意見です。

最後の質疑になります。その当該対象となるタクシー車両につきましては、これはふれ愛タクシーというステッカーを張るお考えはありますか、お聞きいたします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

現在のところ、まだそのステッカー等を張るという予定はしておりませんが、けれども、今後協議の中でどうなるかわかりませんが、現在のところ張る予定はございません。

◎委員（大野慎治君） やっぱりタクシーの利用料金なんですが、市民感覚からすると、僕もちょっと何人か御意見をいただいておりますが、やっぱり300円から400円に100円上がるという感覚なんです、皆さんの市民感覚的には。タクシーの迎車料金がどうしても発生するので上乗せするという考え方はあるかもしれませんが、一番利用されているタクシー運賃の1,500円未満の利用の方々は85%です、先ほど教えていただいた数字でいくと。その方々からすると、一番多分岩倉で利用されるのは、恐らく1,500円未満、タクシー運賃でいうと1,500円未満の方であろうと推測されることによって、この100円の利用料金の値上げになってしまう、今のデマンドタクシー利用者からすると。その辺のところというのは、どう説明し、どう決断したのか、いま一度、やっぱり市民感覚的からするとちょっと違うんじゃないのかなというのは、市民の皆さんから御意見をいただいておりますので、いま一度お考えをお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、この100円につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたが、値上げというふうにとられる状況が多いという、公共交通会議の中でもそういった意見もございました。ただ、やはりその利便性の向上を踏まえると、それも納得できるといったような意見もいただいた状況もございます。

また、今デマンド交通においては、行きは岩倉病院さんが多いんですけども、帰りについてはなかなか予約がとれないという状況もございまして、そういった皆さんの利用については現行のタクシーを使って帰られるという状況もあるというふうに向っておりますので、そういったことも踏まえて、少し100円値上げというふうにとれるというふうにも認識しておりますが、利便性の向上、こういったことをしっかりと説明していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 先ほど参考にした例の一つが志木市も参考にしたと言われたんですが、私も去年志木市に視察に行ったときに、やはり志木市には市民病院がないので、お隣の市の市民病院の利用者が多いということで、

その病院に限っては利用できるというふうに説明があったのを思い出したんですが、やはり3,000円以上という設定があるのであれば、岩倉病院は市民病院じゃないですよ。だから、やはり岩倉市民で一番利用の多い小牧市民病院や一宮の千秋病院に限っては3,000円以上のこの設定の中で利用可能というふうなことの要望は非常に市民の中から大きいわけなんです。そういう広げる場合も公共交通会議にきちんとかけるという、そこでの了解が今後そういう場合になった場合は必要なんじゃないかな。ハードルは高いでしょうかね。

◎総務部長（山田日出雄君） 確かにそうした声はお聞きしております。小学校区での意見交換会とかでもそうしたお話はございました。ただ、じゃあどこまで認めるのか。小牧の市民病院ならいいのか、あるいは千秋病院ならいいのか、その先にある病院だってありますよねというので私は思います。

その中でいくと、やはりあくまでも市内の地域公共交通の維持、進展を図るということであれば、市内を一定運行区域としての限定をさせていただいておることであると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 先ほどのちょっと関連で、利用実績の添付というところで、日報をもらうということです。

デマンド交通の場合はコンビニクルというソフトがあって、これは秀逸なソフトだというふうに思っていましたけれども、いろんなデータがとれるということで、今回は3者と契約をするということで、それぞれのタクシー会社のシステムからデータ抽出するというのがまず大前提にあって、それを補う形での日報だというふうに思うんですね。

それで、今後そのいろんなデータをさっきの同乗者がどのような割合で乗ってきているのかとか、そういったことは多分タクシー会社のシステムにはないはずなので、それを日報でもらって、それをどういうふうに執行機関の内部でデータ化していくのかというところが非常に疑問というか、すごい手間なんだろうなあというふうに思うんですけども、そこら辺どうお考えでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、御指摘いただきましたように、報告としては日報プラスその予約をしたそれぞれのタクシー事業者で使っているシステムからの出力されたデータをいただく。紙でいただくかデータでいただくかまだ協議しておりませんが、そういったものを使ってということになります。それを私どものほうで、手間はかかりますけれども、分析をさせていただいて、しっかりとデマンド交通との違いといったようなものも皆様に報告できるようにしっかりと取

り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（水野忠三君） ちょっと事前にお伺いしておけばよかったと思っ
ているんですけれども、今、質疑をお伺いしてしまして、利用対象者の中で就
学前児童保護者の同乗ということで先ほど質疑がございましたが、この保護
者から例えば委任を受けた者、あるいはその再委任といえますか、委任の委
任みたいな形でお願ひされて、その就学前児童と一緒に乗ってくださいとい
うふうに言われた者もいわゆるここで言っている保護者に含まれるのかどう
かということをお伺いしたいと思ひます。

その質問の意図は、結局その就学前児童のためではなくて、本来ならば認
められない者が就学前児童と一緒に、要するについでに連れていくという形
をとることによって利用することができてしまうのかということをお伺いし
たいと思ひます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今現在、デマンドタクシーを登録していただくときも保護者欄というのがご
ざいまして、そういった保護者欄に書いていただいた方について、保護者と
なり得る方というふうに判断をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） では、代理とか委任とかは認められないという、そ
ういう趣旨でよろしいでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

申し込みのときにその保護者欄の部分に書いていただいた方という形で考え
ております。

◎委員（水野忠三君） あと、利用対象者についてなんですが、これはその
事業の目的とももちろん関連するとは思いますが、お話で出たその会議の中
で、いわゆる経済的な意味での生活困窮者など、ほかの対象としてなり得る
かどうかということで議論になったことがあるのかどうか。あるいは議論に
はなつたけれども、実際の利用対象者に含まれなかった者というのはあるの
かどうかというのをお伺いしたいと思ひます。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 公共交通会議の中で、そのような議
論にはなっておりません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 済みません、ちょっとお聞かせください。

今、85歳以上に配付されているすこやかタクシーは迎車料金と基本料金に
なっています。

今回、運賃が1,500円未満で迎車料金と利用料金400円だと、どっちが、場

合によってすこやかタクシーじゃなくてこっちのほうがお得だという方が生ずる場合があると、距離によって。これはちょっとその辺の兼ね合いというのは、福祉施策のすこやかタクシーとこのふれ愛タクシーというのは、整合性をとられたんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

そういった今のすこやかタクシーの事業があるということも認識しております。

今回につきましては、このふれ愛タクシーと福祉施策でやっているそのタクシー事業の選択という形、どちらも使える形になるんですけども、すこやかタクシーについては、いわゆる市外利用も、どこにでも利用ができるという状況もございますので、状況によって使えるという形になりますので、そういったことも踏まえて考えさせていただいているということでございます。

◎副委員長（宮川 隆君） 今の大野委員の質問に関連なんですけれども、そのすこやかタクシーを御利用の85歳超えの方にどちらが得かというのをシミュレーションするというのは多分無理じゃないのかなと。てんびんにかけるという意味合いでね。やはりその基本料金で何メートル走れるのか、それからそこからワンメーター何百メートルでメーターが変わるというのは、これは決められている話なので、一応計算上は大体どこから乗ればどこでどちらが得かというのが出てくると思うんですね。そういうのは、やっぱりちょっとこちらサイドで事前にシミュレーションをかけてお示しするというほうが優しいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

なかなか難しいというふうに今は考えております。ただ利用状況等を見て、今後相談があれば考えていきたいというふうに思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、ないようですので、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開をいたします。

続いて、款3 民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（梶谷規子君） 心身障害者福祉費の中で、今回障害者自立支援システム改修業務委託料がシステム変更ということで、国費が全てということでは

計上されているんですが、いわゆる児童デイサービスの施設が多いのかなあと思うんですが、利用はほとんど学童期というか、学校から帰ってからの子どもたちの利用が多いのかなあと今まで思っていたので、この無償化は就学前の、それも3歳、4歳、5歳に限る無償化であるかと思うんですが、市内で対象者は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 現在、児童発達支援事業の福祉サービスを利用している者のうち令和元年10月1日から対象年齢の障害児は15人です。うち3人は市町村民税非課税世帯のため利用料はゼロ円で、現行無償化の対象外になり、無償化の対象者は12人になります。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑はないようですので、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

続いて、款4衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも少し質疑をさせていただきましたが、もう少し細かい点までお願いしたいと思います。

この助成金を有効に活用して、目的である骨髄提供を希望する者が増加し、骨髄等の移植の推進に寄与するという形になっていけばというふうに思っています。

それで、まず骨髄バンクにドナー登録している方が市内でどれぐらいいるのか、またこれまでの実績の中で、提供者というのが市内にどれぐらいいるのかという、そういう数字的なことがわかれば教えていただきたいと思えます。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 骨髄バンクにドナー登録をしている市民の数は、平成31年3月31日現在で156人となっております。

骨髄バンク事業が開始した平成4年から平成30年度までの26年間に骨髄移植を受けた市民の数は9人、骨髄を提供した市民も同じく9人となっております。

一方で、骨髄移植を希望している患者の数については、平成4年からの累計で岩倉市民は12人となっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

なかなか156人いて、提供を受けた、提供をしたというのがそれぞれ9人ということで、私が提供できなかったのもそういう状況なのかなあというふうには思っているところですけど、この事業を本当に有効にさせていくというところでいえば、岩倉市だけではちょっと難しいなあというふうに思っていますので、県のこの補助金交付要綱に基づいて、県内の市町村でこの実施状況というのはどのようになっているのか、現時点でわかることを教えてくださいたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 平成31年4月現在です。愛知県におきましては、平成30年度までに名古屋市、犬山市、北名古屋市、大府市、東浦町の5市町が実施しております。平成31年度から新たに27の市町村が助成事業を開始いたしましたので、合わせて32市町村となっております。

近隣では、春日井市、江南市、小牧市、豊山町が助成を開始しております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

多くの市町村で取り組まれてきているのかなあというふうに思います。

そういった中で、こういう助成金が対象者に漏れなく行き渡るということが大事だと思いますけど、申請だとかそういったものの手続上はどのような形で行うのか。また、その骨髄バンクの財団法人のほうの協力といいますか、例えば実際にその提供をする際にそういう情報提供というのが、あなたの市でしたらこういうことができますよみたいな、そういう案内みたいなものというのは可能なんでしょうか。ちょっと手続とその骨髄バンクとの連携といいますか、そういった点について、どのようになっているのかお聞かせください。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 申請の手続につきましては、岩倉の広報、ホームページ、チラシなどを使いまして、広く皆様に御案内を差し上げる予定で、今事務のほうを進めております。

提供を受けられた方、それから事業者の方が申請の手続を保健センターに行っていただくこととなっております。

骨髄バンクの協力につきましては、今回、この事業のほうを実施することになった場合につきましては、骨髄バンクに連絡を差し上げますと、ホームページへの掲載ですとか、対象となる皆様への御案内など御協力いただけないというふうにお聞きしております。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、続いて、款7 土木費についての質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 森林環境譲与税の基金の積立金ですが、この基金の設置についてはさきの委員会で条例案には少し反対をさせていただいたところなんですけど、この積立についてはやむを得んのかなあとというふうに思っているところでもあります。

それで、これは本来なら歳入で聞くところかもしれませんが、今後の譲与税というのは、当初9割を市町村にということでありましたけど、当面8割というようなこともありますので、この譲与税の今後の見通しというのはどのような数字になっているのか、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 森林環境税が令和6年度から課税されるんですけども、令和6年度まで課税されるまでの間は国のほうの借り入れということで令和3年度までが200億円、令和4年度から6年度までが300億円というふうで借り入れがされまして、岩倉市に交付される金額といたしましては、令和3年度までが約200万円、令和4年度から6年度までが約270万円、それ以降については約400万円で、令和7年度から10年度が380万円、令和11年度から13年度が約490万円、令和14年度以降が610万円ぐらいを想定して交付されるというふうで試算がされております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと条例に絡むような質問になっちゃうかもしれませんが、積算の根拠というか按分割合としては人工林が岩倉にはなく、それから林業従事者もないのでゼロという、そういう説明を受けたと思えます。

ただ、そのお金の使い方、本会議の中でも議論がありましたけれども、一般財源として使うわけですので、幅広い使い方ができるというふうに私は考えていますが、何か答弁を聞いていると、すごい限定的な制約があるような、そういうニュアンスを受けました。

その事業の内容というか条例の中にもいろいろ列挙されていて、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策というふうに書いてあります。この「その他」というのは、「その他の」ではなくて「の」がない「その他」というのは、並列的例示と包括的例示というその違いがあって、別個のものなわけですね。つまり森林の整備の促進に関する施策というものは幅広いわけで、それに使ってもいいよという条文になっていると思うんですけども、そこら辺の市の考え方をもう一度お聞かせください。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 森林環境譲与税の使途については、

今言われたところが法律にも書いてあるところなんですけれども、森林のない都市部ではそういったものについての需要については、木造公共建築の整備や民間建築物の木造・木質化の補助、あと植林・育林体験活動とか、森林の機能に関する野外活動など、あと山間部の市町村と連携した森林整備の木材利用の取り組みというのが想定されているんですけれども、今後どういったふうに岩倉市として使っていくとかというのは研究していきたいというふうに思っています。

◎委員（堀 巖君） 例えば、農地に木を植えるというのは、農地法上の制約からできないというふうに思うんですね。雑種地に例えば森林をつくっていく、森林というのは定義としてどういうものかというのがまたありますけど、そういうちょっと森的なものを雑種地につくっていくということは可能なんですか、具体的にちょっと聞きますけれども。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） やはり森林の森林法ということできちっと森林とはという定義がされております。主に農地や住宅地、もしくはこれに準ずる土地として使用される土地及びそれらの上にある立木竹を除くということになっていまして、改めてそこで木を植えてそこを森林的に使うということは認められないというふうに、Q Aのほうでも回答をされているところです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、ないようですので、続いて款 9 教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） この前も説明をいただいたんですけれども、通級指導教室というのをもう一度説明していただきたいですけれども。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 通常の教室に在籍している児童・生徒さんで比較的軽度の障害がある方に対して、その障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室ということでございますので、お願いいたします。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

◎委員（須藤智子君） 今回、南部中学校にこの通級指導教室を開設するということですが、今まで現在は北小、曾野小につくってきたということですが、今後のほかの学校にもつくる予定はあるのかどうか聞かせてください。全校につくっていくのかどうか。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） 通級指導教室に関しましては、加配教員の配置を県のほうがするという関係上、要望は出させ

ていただいております。ただ、県内のどこの学校に配置するかというのは、県の決定で決まるということになりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 今後どのように通級教室をというよりも、現在の児童・生徒たちの状況に合わせて通級指導教室が必要ならば県の加配がなくても市独自でも必要だと思うんですが、現在、加配はまだないけれども通級指導教室に通うことが必要だという児童・生徒の人たち、まだ通級指導教室が開設されていない学校の状況というのはどうなんでしょうか。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） 現在、通級指導教室のほうが開設していない、通級指導教室がない学校につきましても当然支援を必要としている児童・生徒はおります。ただ、今現在のところ県の加配されたところに開くというようなところで市としてはやっておりますので、お願いをいたします。

◎委員（梶谷規子君） 必要がある状況もありながら県の加配がないために通級指導教室としては開設できていないという状況もあるということなんですが、現在の特別支援学級やそういう今の現状の中で、市独自の加配の先生なんかも入れてもらいながらできている状況があるかなあと思うんですが、やはり県の加配の教員が必要で、どうしてもこの学校にも通級指導教室が必要だとされて県に要望しているという状況はどのような状況なんでしょうか。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） 現在、市内全ての小・中学校におきまして、特別支援教育支援員という支援員さんを全校に配置しております。そういった方の支援で通常の学級で生活をしているという方々も多くいるというふうに思っております。全て支援が必要な子が通級指導教室に通うというわけではなく、支援の仕方というのはいろいろな形もあると思います。

また、通級指導の加配の教員が県の加配が確定したところから、ようやく親御さんのほうにもお話ができるということになってきます。当然通常の学級から授業のほうを週に1回ないし2回ぐらい別のところで特別な教育を行うということになりますので、保護者の理解も必要ですし、本人の納得というのにも必要になりますので、そういったところで通級指導教室に関しましては加配教員が県のほうから配置されたところでのスタートというふうにさせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 済みません、しつこいようですが、状況は特別教育支援員の方々が本当に熱心にかかわっていらっしゃるということはよくお聞きしているところなんですが、今の現在の中でまだない通級指導教室で、や

はりここが必要だというところで県に要望しているというところは幾つかあるんでしょうか。さらに必要だというところでの要望を出しているというところはあるんでしょうか。

◎学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君） ほかの学校でも通級指導教室の要望を出しているところはございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、これをもって歳出についての質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。ないですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入りますが、議員間討議は。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 省略でいいですね。

じゃあ、議員間討議を省略します。

続いて、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（堀 巖君） この議案に対しての反対の立場で討論をしたいと思えます。

この補正予算には、ふれ愛タクシー事業が含まれています。先ほど質疑の中でも言いましたように、このデマンド交通にかわるふれ愛タクシーについてもデマンドタクシーと同様、福祉施策としての色合いが濃い事業であります。狭い市域にあって、自分の住んでいるところによって料金が変わってしまう。つまり、今現在のデマンド交通の利用であるモード地、岩倉病院に行く人が大多数を占める中で、その人たちのことを考えると、やはり福祉的な視点でいくと料金に差があるというのはちょっと違うんじゃないかというふうに思います。それは、やはりすこやかタクシーと違って、市外に自分の行きたい病院に、例えばさっき部長の答弁にもありましたように、江南厚生へ行きたい、小牧市民に行きたい、そういうことで差が出るというのはある一定やむを得ないですけれども、やっぱり狭い市域にあって差が出るのはおかしいというふうに私は考えます。

それから、300円が400円に上がることによって、福祉的にいうと、実際利

用している人の声を、これも少数意見なわけですけれども、少数意見をお伝えするためにもあえて反対討論をしますが、往復で800円という料金をかけて岩倉病院にはなかなか行かないというふうに思います。ずうっと要望として、ほかの市町のように100円、200円という巡回バスの要望が強かった中でのデマンド交通を始めたわけですけれども、300円とて高いという、こういう要望がある中で、300円を400円に上げて病院に行くというのはちょっとその利用者の声からすると逆行しているのかなというふうに考えます。

以上の理由で、この補正予算については反対の立場とさせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、討論を終了し、採決に入ります。

議案第49号「令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第49号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号「令和元年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この国保の特別会計の運営について、少し考え方についてお聞きしたいというふうに思っています。

それで、本会議で留保財源がどのくらいかということでお聞きをしました。昨年の繰越金がやっぱり大きいもんだから、その点での対応がされているというふうに思っているところですが、国保の都道府県単位化が昨年度から始まって、県のほうで納付金を決定して市町村に提示される。また、それに見合うだけの保険料の設定ということでの提示もあるわけではありますが、そういった動きが強められていくというふうに思っている中で、岩倉市はこの間の議論の中で、一般会計からの繰入金を維持しながら、国が言っているような目的ではないということでも維持していただいているということで、大変

ありがたく思っているところであります。

しかし、こういう動きが強められていくという中では、やはり会計を私は絶対に赤字にはしてはならないというふうに思います。繰入金の目的が変なふうにならないように、そういった点でのこの会計運営について、市はどのように考えて運営しているのか。この基本姿勢だけちょっと教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 平成30年度に広域化され、納付金が交付されることによって保険給付費については県のほうから全額交付されるということで、国保財政にとっては大変安定化してくるものだというふうに考えております。

また、一般会計の繰入金については、先ほど木村委員からお話がありましたように、削減するものもなく、現状維持で繰り入れもさせていただくという方針は変わりなくございます。

また、保険料につきましては、県からまた標準保険料率等を示されるところでございますが、医療費の増加傾向はございますので、そういったところも踏まえながら、全体の財源も見ながら赤字になることがないようにしっかり税率なども検討し、また収納率についても努力をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

大変重要なことだというふうに思います。

また、今の時点ではなかなか医療費の伸びというのが数字的にはあわせられないというふうに思いますので、9月、12月というところでしっかり見たいなあというふうに思っているところです。

それでもう一点、この際お聞きしたいということなんですけど、この間、子どもの均等割の問題がいろいろ議論されてきている中で、子どものための国の交付金も出ている。それが県に出されているという、そういう状況で、それを差し引いて納付金の算定がされて市に提示されているという状況があるということで、なかなかその国の交付金が子どもの負担軽減にきちんと利用できていないという実態があるというふうに思っているんですけど、やはりこういうものというのは、僕は市町村にしっかり交付すべきだというふうに思うんですけど、そういうことについてどのように考えているのか。また、そういうことについて、何か意見が県の担当者会議なんかで出ていないのかなあというふうに思うんですけど、そんなのはいかがでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 子どもの加入していることに対しての交付金というものについては、一定子どもの被保険者数に応じて市の負担が大き

くなるということで、子どもの数に応じた交付金という形で全て県に入っているわけではなくて、市に対しても一定算定されて交付されているものがあります。直接的に加入世帯に対しての子ども均等割の軽減というものではないものではありませんが、被保険者全体に対しては軽減、財政の負担が増にならないように軽減がされているものでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

ちょっとなかなか具体的に数字とかを見ないとわからないものですから、またいろいろ議論していきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、次に歳入に入ります。

歳入について、質疑はございませんでしょうか。

◎委員（梶谷規子君） 私、歳入でそのことを聞こうと思っていたんですが、子どもの均等割などの内容もないのかと思ったんですが、この調整交付金の中身について、ちょっと詳しく教えていただきたいと思いますが、お願いいたします。

この中には子どもの均等割に関して、直接子どもの数に応じた交付金も入っているというような考えはないでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回の特別調整交付金については、システム改修に対する交付金となります。子どものものについては含まれていないではありません。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略させていただきます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第50号「令和元年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第50号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。